

## 飼養衛生管理指導等指針

〔 令和3年4月1日 〕  
〔 農林水産大臣公表 〕  
〔 一部変更：令和5年9月19日 〕

### 目次

|  |    |
|--|----|
| 前文   | 1  |
| <b>第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向</b>                             |    |
| Ⅰ 我が国の畜産業の現状   | 3  |
| Ⅱ 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割                                   | 3  |
| Ⅲ 国内外における家畜伝染病の発生状況  | 5  |
| Ⅳ 我が国における指導上及び家畜衛生上の課題   | 7  |
| Ⅴ 基本的な方向   | 13 |
| <b>第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項</b>                              |    |
| Ⅰ 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき項目                                     | 17 |
| Ⅱ Ⅰ以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項                                  | 22 |
| Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法   | 23 |
| <b>第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項</b>                               |    |
| Ⅰ 都道府県の体制整備  | 26 |
| Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等   | 26 |
| Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項  | 29 |
| <b>第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項</b>                    |    |
| Ⅰ 協議会等の活用と相互連携に関する方針   | 31 |
| Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針                             | 32 |
| Ⅲ 市町村の取組に関する方針   | 33 |
| Ⅳ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向<br>を把握するために必要な情報の収集に関する方針 | 34 |
| Ⅴ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針                                     | 35 |
| Ⅵ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針                                      | 35 |

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条3の3第3項の規定に基づき、飼養衛生管理指導等指針の一部を令和5年9月19日付けで次のように変更したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和5年9月19日

農林水産大臣 宮下 一郎

## 飼養衛生管理指導等指針

### 前文

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3では、農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その区分に応じ、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者は同基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが義務付けられている。
- 2 平成30年9月以降、我が国で家畜伝染病である豚熱の発生が拡大し、また、同病の病原体が野生いのししに侵入し、野生動物の生態行動によって、広範囲に病原体が拡散され、同病の発生リスクが高まる事態となり、我が国の畜産業に大きな被害をもたらした。
- 3 豚熱発生時の疫学調査や我が国の家畜防疫の在り方についての検討会等において、家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解が不足し、同基準の遵守が不十分な事例が一部であったこと、また、同基準の遵守について、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を含め、必要な指導を担う都道府県の対応が平準化されていなかったことが指摘された。
- 4 これらのことは、養豚に限るものではなく、また、国内で常在化している家畜の伝染性疾病による生産性の阻害という課題の観点からも、畜産業全体の共通課題である。
- 5 これらのことから、水際における豚熱、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性の海外伝染病の侵入脅威に対する輸出入検疫の強化とともに、国内の生産現場においては、飼養衛生管理基準が家畜の飼養に係る衛生管理に関し基本として守るべき基準であるとの認識のもと、飼養衛生管理基準への理解、同基準の遵守に関する指導等に係る地域ごとの格差を平準化し、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期す必要がある。
- 6 他方で、都道府県が担う家畜衛生上の事務は拡大しており、限られた人員の中、効率的かつ計画的に飼養衛生管理に係る指導等を実施していく必要がある。

- 7 以上のことから、令和2年4月、法が改正され、国は、国家防疫の観点から、飼養衛生管理に係る指導等に係る基本的な方向等を指針として定め、都道府県は、国の定める指針に即して、地域の実情に応じて、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を計画として定めることとなった。
- 8 本指針は、法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針を定めるものである。
- 9 法第12条の3に規定する、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準である飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定する、悪性の家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に必要な具体的な措置を総合的に実施するための指針である特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）と併せ、本指針を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を徹底していくことが重要である。
- 10 本指針は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心とはするものの、同基準の範囲に限定されるものではなく、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施体制等の方針を示すものである。都道府県において計画を策定する際は、本指針で示す方針を踏まえるとともに、各地域での課題や実情に応じた具体的な内容となるよう、本指針を活用されたい。
- 11 なお、本指針については、国内外における家畜伝染病の発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

また、飼養衛生管理基準についても、本指針に基づく指導等の進捗や結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討を行う。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 我が国の畜産業の現状

- (1) 近年、我が国の畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況である。しかしながら、依然として、小規模経営も多数存在している。
- (2) 特に、家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、限られた労働力等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。
- (3) 飼養衛生管理の実施については、特に小規模経営においては、経営体ごとの経営力、リスク等に応じた対応が必要である。  
また、大規模経営においても、飼養頭数の増加に伴い、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人も含めた従業員を雇用して飼養衛生管理を行う事例が増加しており、そのような体制への対応が必要である。
- (4) また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎及びその敷地に出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）の活動は、畜産業にとって必要不可欠なものとなっている中、近年の関連事業者の規模拡大と広域化は、畜産業の生産性を向上させる一方で、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクも有している。
- (5) さらに、養豚業では、食品残さを原材料とする飼料を利用することにより資源の有効利用に資するほか、水田農業との連携を進め、飼料用米を給与した豚由来の堆肥を水田に還元することにより地域資源の相互利用に資するなど、循環型社会の形成に寄与する取組を実施してきたが、特に、食品残さを原材料とする飼料の利用に関し、加熱等の対策が不十分な飼料の給餌によって家畜伝染病の発生を招いた可能性が指摘されている事例が、国内外で発生しているなど、生産振興施策の推進と対をなす家畜衛生上の課題も表面化している。
- (6) これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

### II 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割

家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、輸出入検疫による海外からの家畜の伝染性疾病の病原体の侵入防止、及び野生動物等におけるまん延防止の徹底とともに家畜の飼養農場における病原体の侵入防止の取組の徹底が重要である。

このため、輸出入検疫の強化に併せて、国内においては、法の規定に基づく家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置に加え、家畜保健衛生所の体制整備、家畜防疫員の確保及び育成等、家畜衛生に関する多様な対策を総合的に実施していく必要がある。特に、飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準であり、その遵守は、家畜の伝染性疾病の発生予防の最後の砦が、衛生管理区域への当該伝染病の病原体の侵入を防止し家畜への感染を防ぐことにあることから、最も重要な発生予防対策の一つである。

これらのことから、家畜衛生に携わる主体ごとに、次のとおり、それぞれの役割を自覚し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することにより、家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期していくことが必要である。

- (1) 国は、国家防疫の観点から、輸出入検疫の強化により、越境性の海外伝染病の侵入を防ぐとともに、全国の家畜の飼養農場で飼養衛生管理が適正に実施され、各地域における家畜の伝染性疾病の発生予防対策に格差が発生しないよう、最新の科学的知見に基づき、飼養衛生管理基準、指導等に係る基本的方針、必要な手続等を定める。
- (2) 家畜の所有者は、家畜の適正な飼養衛生管理が畜産経営の基本であるとともに、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣の家畜の飼養農場や関連のある家畜の飼養農場等に損害を与える可能性があるという性質上、その営農活動に伴い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一義的責任を有していることから、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- (3) 都道府県は、当該地域の過去の疾病の発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題等に精通し、地域における家畜衛生の要であること、及び家畜の伝染性疾病の発生予防は地域の畜産振興と表裏一体であることから、これらの地域の実情に即して、柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施する。
- (4) 市町村は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、各地域における自衛防疫団体、協議会等の設置及び活動に関する助言等国及び都道府県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力する。
- (5) 関連事業者は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、その事業活動に関して、車両消毒の徹底等、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散防止措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力し、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。
- (6) また、生産者団体に加え、民間の獣医師等も、家畜の伝染性疾病の発生予防とま

まん延防止の一端を担っているという認識の下、国及び都道府県が行う家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の施策に協力し、平常時から、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うよう努める。

### Ⅲ 国内外における家畜伝染病の発生状況

#### 1 国内における家畜伝染病の発生状況

- (1) 口蹄疫は、平成 22 年に宮崎県で発生が確認されて以降、国内での発生はない。ただし、周辺国において、現在もなお、断続的に発生が続いており、我が国への侵入に警戒が必要である。
- (2) 豚熱は、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生が確認され、令和 5 年 8 月現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の 20 都県の豚及びいのししの飼養農場において発生が確認されている。また、野生いのししにおいても、同病ウイルスが侵入し、感染区域が拡大、広範囲における発生リスクが高い状態が継続している。

このため、令和元年 10 月以降、飼養豚への豚熱の予防的ワクチン接種を開始し、さらに野生いのしし対策として経口ワクチン散布が行われている。
- (3) 鳥インフルエンザは、令和 2 年以降、毎年高病原性鳥インフルエンザが発生しており、特に令和 4 年においては、10 月に岡山県で発生が確認されて以降、令和 5 年 4 月までに 26 道県 84 事例が確認されている。また、野鳥においても、令和 4 年 9 月に神奈川県の死亡ハヤブサで確認されて以降、27 道県 242 事例で確認されている（令和 5 年 6 月時点）。

野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける同病の発生リスクも高いことが示唆されていることから、引き続き、飼養衛生管理の徹底による家きんにおける発生予防及び発生時の早期の防疫措置によるまん延防止に取り組む必要がある。
- (4) その他の監視伝染病についても、一部の疾病について国内で継続的に発生している状況にある。

特に、ヨーネ病については、近年増加傾向にある。本病は、発症まで数ヵ月から数年間、明確な症状を示さないという不顕性感染を特徴とする。本病には、治療法やワクチンはなく、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認や、ヨーネ病対策要領で自主淘汰の対象としている患畜と疫学的に関連が高い牛等の早期更新等を徹底することに加え、日々、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。

また、牛伝染性リンパ腫についても、近年増加傾向がみられる。本病には、治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、衛生

対策ガイドラインに基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、初乳の加温や凍結処理、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、家畜の飼養農場における感染防止の対策を徹底することに加え、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防ぐことが重要である。

さらに、豚流行性下痢（以下「PED」という。）については、平成25年10月に我が国で7年ぶりに発生が確認され、防疫マニュアルに基づく消毒の徹底やワクチンの使用により発生が減少していたが、平成30年9月から令和元年8月に関東を中心に発生数が増加した。ワクチン接種率は近年低下しており、本病による子豚の死亡増加の一因とも考えられる。このため、ワクチンの適正使用を進めるとともに、畜舎の出入口での消毒や衣服の更衣等の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど、改めて防疫マニュアルに基づく対策を徹底することが重要である。

## 2 海外における家畜伝染病の発生状況

- (1) 口蹄疫は、アジア地域を中心に、現在もなお、断続的に発生が続いている。東アジア地域における直近の口蹄疫の発生状況としては、中国において令和5年4月に発生が確認されているほか、韓国において令和5年5月に4年ぶりとなる発生が確認されている。

我が国においては、平成22年以降、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入する可能性は極めて高い状況にある。

- (2) アフリカ豚熱は、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、平成19年4月に同病がアフリカ大陸からジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大しており、平成30年8月には、中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。アジア地域では、中国での発生後、ベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど、我が国以外の多くの国に発生が拡大している。欧州では、東欧諸国からドイツ、イタリア等の西欧諸国にも発生が拡大し、中米地域でも、令和3年にドミニカ共和国及びハイチにおいて発生が確認されている。欧州や韓国では、家畜だけではなく、野生いのししに同病ウイルスが侵入し、拡散することにより、家畜での発生リスクが高い状態が続いている。

我が国においては、令和5年6月現在、同病の発生は確認されていないが、国際的な人やモノの移動の拡大により、同病ウイルスが侵入するリスクが極めて高い状況にある。

- (3) 豚熱は、アジア地域、ロシア、東欧地域、中南米地域において、現在もなお、断続的に発生が続いており、アジア地域における清浄化の見通しは立っていない。

我が国においても平成30年9月に同病が侵入し、飼養豚及び野生いのししにおいて感染が確認され、清浄化に向けた取組が続けられている中で、国際的な人やモノ

ノの移動の拡大により、同病ウイルスが新たに侵入するリスクは依然として極めて高い状況にある。

- (4) 鳥インフルエンザは、毎年、世界各地で発生が確認され、日本や韓国では秋から春にかけて渡り鳥の飛来により発生がみられるが、東南アジア諸国、台湾等のように通年で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられている国・地域もある。令和2年以降、欧州や東アジア地域において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）による大規模な発生がみられている。同ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは令和4年2月には米国でも発生が確認され、同国ではこれまでに過去最大規模の発生を記録し、令和5年6月現在も発生が継続している。欧州では従来、日本と同様に主に秋から春にかけて発生がみられていたが、令和4年では夏季においても発生が継続した。さらに同年末以降、南アメリカ大陸においても発生がみられるなど、鳥インフルエンザをめぐる状況は、世界的に極めて深刻な状況となっている。

このような状況の中、ウイルス伝播に関与する渡り鳥は我が国に毎年飛来しており、また、国際的な人やモノの移動が拡大しているため、同病ウイルスが侵入するリスクは今後も極めて高い状況にある。

- 3 なお、国は、国内外の最新の発生状況を農林水産省ホームページにて常時公表していくとともに、適宜、都道府県と連携し、法第12条の3の2に定める飼養衛生管理者への情報提供等を行う。

#### IV 我が国における指導上及び家畜衛生上の課題

##### 1 概要

家畜の所有者における飼養衛生管理基準への理解の不足については、一部に行政からの情報が十分に伝わっていない者がおり、家畜衛生情報を適時・適切に伝える体制づくりが必要であるほか、家畜の所有者による自己点検と家畜防疫員等による確認結果のフィードバックによるPDCAサイクルの頻度の不足が課題となっている。

また、小規模経営を中心に高齢化が進行し、衛生設備への投資の消極性や労務負担の増加への対応の困難性が課題となっている。

なお、一部の家畜の所有者においては、家畜保健衛生所の立入りに対して、伝染性疾病の侵入リスクと捉える状況が認められている。

指導者については、家畜防疫員間でも指導内容の水準にバラつきが認められるため、指導力の高位平準化が必要であり、また、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生残性、適正な消毒薬の使用法といった獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等のマクロ及びミクロのデータに基づく効率的・効果的な指導の実践が期待されている。

##### 2 各主体における課題



（A）家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

- （1）国及び都道府県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。
- （2）一方、衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難く、これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言えない。
- （3）このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

（B）家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

- （1）国は、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等が相互に連携を図れるよう、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の国内外における発生の状況及び動向を踏まえた助言その他の措置を講ずる必要がある。また、家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生した場合、急速かつ広範囲にまん延することから、国は、病原体の特性に合わせた最新の家畜衛生に関する情報や科学的知見を迅速に現場に周知する必要がある。
- （2）都道府県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。特に、家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮を要し、外国からの食品等の輸入が多い外国人を含む従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させることが重要である。また、都道府県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する必要がある。

- (3) 家畜の所有者による埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保を原則としながらも、家畜の所有者がすぐには自ら埋却地等を確保できない場合には、確保されるまでの間、都道府県は、家畜の伝染性疾病の発生に対するセーフティネットとして焼却施設、移動式レンダリング装置等の利用が円滑に行われるようにする必要がある。具体的には、焼却施設を所有する市町村等との事前協定の締結、移動式レンダリング装置の設置スペースの確保等を家畜の所有者と共同して進めるとともに、埋却地等が確保されていない農場での発生や事前に想定していた埋却地等の使用ができなかった場合に備え、必要に応じて地域の協議会等と連携して、埋却する家畜の所有者を特定しない埋却地を県有地、市有地等で一定程度確保するなど埋却又は焼却を行う補完的な体制を整備し、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築する必要がある。また、埋却地等の確保に当たっては、周辺住民の理解を醸成することが重要である。
- (4) 市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。
- (5) 民間の獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが必要である。
- (6) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。

**【必ず実施すべき事項】**

- ① 家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。
- ② 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。
- ③ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。

- ④ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ⑤ 畜舎等に出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑥ 衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓及び不要物の処分を行う。
- ⑦ 法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保する。それらの確保が困難な場合は、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を行う。

#### 【実施が推奨される事項】

- ⑧ メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。
- ⑨ 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に備え、家畜の飼養農場で実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。

#### （C）生産性向上を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、国、都道府県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致命的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

#### （D）動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

- （1）抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。国及び都道府県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用を図

られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。

- (2) 獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、都道府県は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底することが重要である。

#### ((E)) 野生動物への対策強化

- (1) 都道府県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進することが重要である。
- (2) 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要である。

### 3 家畜の種類ごとの課題

#### ((A)) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊

- (1) 乳用牛経営においては、飼養規模の拡大が進んでいるものの、依然として中小規模の農場数が多く、衛生管理区域の境界の明確化や出入口での車両消毒の実施等が必ずしも十分とはいえない状況にあり、対策の強化が必要である。特に、産業構造上、集乳車が日常的に地域の複数の家畜の飼養農場に立ち入るほか、近年は作業の機械化によりメンテナンス業者が衛生管理区域に出入りするため、農場間伝播へのリスク管理として、出入対策を適切に講ずることが重要である。さらには、都府県の家畜の飼養農場を中心に乳用後継牛を北海道等の遠隔地から導入又は遠隔地への預託をしており、遠隔地での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。また、高泌乳牛における周産期病の罹患や子牛の高い事故率が問題となっており、母牛の適切な栄養管理や子牛の飼養環境の改善が必要となっている。
- (2) 肉用牛経営においては、飼養規模の拡大が進んでいるものの、特に繁殖経営において小規模経営が多数を占めており、開放型の畜舎や夏山冬里方式で飼養するなど依然として飼養衛生管理の高度化が難しい状況にある。また、慣行的に母子同居による母乳哺育が行われており、牛伝染性リンパ腫、ヨーネ病等の垂直感染の素地となっているほか、寒冷感作や消化不良、ロタウイルス、大腸菌、サルモネラ属菌等

の感染による下痢症が頻繁に認められ、生産性に影響を与えている。これらを踏まえて清掃、消毒等の日々の取組を継続的に実施することが重要である。さらには、肥育経営、繁殖経営それぞれに特化した経営が多く、肥育素牛等が全国的に流通しており、遠隔地での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。また、分娩中及び分娩後の子牛の事故率が高く、分娩環境の見直しや分娩介助の適正化等の取組が必要となっている。

- (3) 反芻獣は、放牧をはじめ、牧草等の粗飼料を生育状況に近い状態で給餌することが多く、野生動物において家畜の伝染性疾病の感染が確認された場合の感染リスクを考慮する必要がある。また、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢（BVD）など、不顕性感染を示しながら生産性の低下に大きく影響する疾病が多数あり、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、家畜の飼養農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。

特に、ヨーネ病は、発症までの期間が長いことから、サーベイランスにより農場のステータスを把握するとともに、家畜の導入に当たっては出荷農場のステータス把握、個体の陰性確認、導入後の検査など、本病を農場に持ち込まないことが重要である。また、排せつ物・敷料の適切な処理や定期的な清掃・消毒により牛舎内を清潔に保つとともに、子牛への適切な初乳の給与や成牛群との分離など、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要である。このため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、サーベイランスの実施、ワクチンの接種等により、発生の予防及びまん延の防止に努めることが重要である。

## （B）豚及びいのしし

- (1) 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生した豚熱及びアジア地域で発生が拡大しているアフリカ豚熱等を踏まえ、飼養衛生管理基準への速やかな対応が求められている。

また、豚熱及びアフリカ豚熱が発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための取組も重要である。

- (2) 都道府県は、家畜防疫員による農場への立入りが家畜の所有者から拒否される事例が散見されていることを踏まえ、平常時から立入検査時の防疫対策の内容及び安全性について理解を得るとともに、家畜の所有者等との信頼を構築し、家畜の飼養農場における衛生管理状況の把握に努める必要がある。

- (3) 豚及びいのししは、特に生産性に大きな影響を与えるウイルス性の伝染性疾病への対策が重要であり、可能な範囲で、衛生管理区域の出入口の限定、外部車両が入場せずに飼料の搬入や死亡畜の搬出を行える仕組み、さらには豚舎の適切な配置や壁の設置等の外形的な対策が有効である。

(4) さらに、食品循環資源の飼料給餌は、加熱等の対策が不十分であった場合、アフリカ豚熱及び豚熱の主要な感染ルートとなるため、世界的に給餌を禁止する方向で対策が講じられている中、我が国の豚熱発生事例においても感染原因として否定できない事例が確認されていることから、適切な加熱等徹底した対策が必要である。

(5) また、野生いのししに豚熱の感染が認められており、野生いのししの生息地域に所在する家畜の飼養農場においては、野生いのしし由来の病原体を飼養家畜に感染させないことが重要である。

(6) PED、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）等は、家畜の生産性を低下させる疾病であるが、不顕性感染を示すため、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。

このため、家畜の所有者等は、これら疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、導入時検査、ワクチンの接種等の取組を適切に実施する必要がある。

#### （C）鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(1) 種鶏場においては、初生雛が病原体に感染しないよう、飼養衛生管理基準の遵守と併せて衛生的な飼料の給餌、各種ウイルス病に対するワクチンの接種等の取組を適切に実施することが重要である。

(2) 養鶏場においては、ウインドウレス鶏舎での飼養が増加する一方、依然として開放鶏舎での飼養や放し飼い施設等での野外飼養も行われている。野鳥からの鳥インフルエンザウイルス、ネズミからのサルモネラ属菌等の感染が危惧されることから、防鳥ネット、金網等の侵入防止対策が重要である。

(3) コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患、その他不顕性感染を示しながら家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内あるいは農場外にまん延するおそれがある。

このため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家畜保健衛生所と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。

また、令和4年から令和5年にかけては、鳥インフルエンザが世界的に流行したため、シベリア等の営巣地から我が国に飛来した野鳥により鳥インフルエンザウイルスが持ち込まれ、国内の環境中のウイルス濃度が非常に高い状態となった中、複数の大規模養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、防疫措置の実施に

係る負担や鶏卵の需給への影響が増大した。これを踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図った上でなお、鳥インフルエンザが発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための取組も重要である。

#### (D) 馬

馬は、特に軽種馬において運動が必須であり、野外での飼養が一般的であること、また、繁殖や競技のために国内外の移動があることから、各種器具・機材の消毒の実施及びインフルエンザ、破傷風等に対する適切なワクチンの接種が重要である。また、肉用馬においても、肥育素馬を国内のみならず海外からも導入するため、遠隔地での疾病の発生状況を考慮しながら、輸送前後の健康観察、衛生的な飼料の給餌、定期的な厩舎の清掃・消毒等を実施し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。

### V 基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自ら法第2条の2の責務を踏まえ、その徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する都道府県においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

(1) 国及び都道府県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。

(2) 都道府県は、法第12条の3の4に基づく飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、当該都道府県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養

農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。なお、指導計画の見直しに当たっては、地域の協議会等を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

- (3) 都道府県は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、都道府県は、自己点検の方法等についても、必要な指導等を行うこととし、特に、①全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うことを指導する。
- (4) 都道府県は、(3)の確認を立入りにより行うことが望ましいが、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行うことを可とする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。
- (5) 都道府県は、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。なお、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、(4)の情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は都道府県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。
- (6) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(3)及び(4)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、都道府県は、優先事項等を変更することができる。



- (7) 国は、(1)から(6)までの対応が適切に実施されるよう、技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。また、定期報告の内容、飼養衛生管理基準の遵守状況等の家畜の飼養農場の情報について迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討及び実装を進める。
- (8) 国は、家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時において、当該疾病のまん延又は当該疾病の病原体の拡散を防止するため、発生農場又は感染野生動物の確認地点周辺の家畜の飼養農場における飼養衛生管理の状況等について詳細な情報を把握する必要があるときは、法第34条の3に基づき、都道府県知事に対し、法第12条の4第1項の定期報告に係る資料の提供を求める。
- また、法に基づくまん延防止措置を実施すべき場合において、都道府県が必要な措置を適正に実施していないと考えられる場合は、第一に、技術的助言により当該措置の適正な実施を促していくが、それでもなお、都道府県による当該措置の実施が不十分であると考えられる場合は、法第47条に基づき、都道府県知事に対し、当該措置の適正な実施に係る指示を行う。
- (9) また、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、協議会等の設置を進めるとともに、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。
- (10) 国及び都道府県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

## 第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

国及び都道府県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。なお、都道府県は地域の課題や実情に応じた事項を必要に応じて追加の上、重点的に指導等を行う。

#### 1 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊

##### (1) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

##### (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。本マニュアルは、図示や多言語化によって全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するための入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。また、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底するよう指導等を行う。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていくものとする。

##### (3) 衛生管理区域の適切な設定

衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。

##### (4) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

##### (5) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車

両を消毒すること、特に車内のフロアマット及び車両の荷台に存在する有機物を介して病原体が持ち込まれ、又は持ち出されることがないように指導等を行う。

(6) 特定症状が確認された場合の早期通報

特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導等を行う。

(7) 埋却等の準備

法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずるよう指導等を行う。

## 2 豚及びいのしし

(1) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。本マニュアルは、図示や多言語化によって全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するための入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。また、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底するよう指導等を行う。なお、本マニュアルは、必要に応じて、発展的に改善を続けていくものとする。

(3) 衛生管理区域の適切な設定

衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。

(4) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の

海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(5) 処理済みの飼料の利用

肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を自ら調達して飼料として給与する場合には、加熱等の処理及び処理前後における交差汚染防止措置を適切に講ずるよう指導等を行う。

(6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。

(7) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒

畜舎に立ち入る全ての者に、畜舎ごとの専用の靴を着用させるとともに、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒等をさせるよう指導等を行う。

(8) 畜舎外での病原体による汚染防止

畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。

(9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。

(10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導等を行う。

(11) 特定症状が確認された場合の早期通報

特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導等を行う。

(12) 埋却等に備えた措置

法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家

畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。

### 3 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

#### (1) 家きんの所有者の責務の徹底

家きんの所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

#### (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。本マニュアルは、図示や多言語化によって全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するための入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。また、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家きんの飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。特に家きんの飼養農場における防疫対策の具体的手順については、特定症状を発見したときのルール並びに衛生管理区域に入る際の人の更衣及び車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底するよう指導等を行う。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ農場防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていくものとする。

#### (3) 衛生管理区域の適切な設定

衛生管理区域の設定に当たり、家きんの飼養区域、家きんの飼養に係る物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。

#### (4) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち入った者、衛生管理区域において当該家きんの飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家きんが呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

#### (5) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内に立ち入る全ての者に、衛生管理区域専用の衣服及び靴を着用させるよう指導等を行う。その際、交差汚染防止のため、着脱前後の衣服及び靴は、すのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること等の必要な措置を講ずるよう指導等を行う。

(6) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、ウインドウレスの家きん舎であっても、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載する。

(7) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導等を行う。

(8) 特定症状が確認された場合の早期通報

通常の2倍以上の死亡羽数やチアノーゼ等の症状など、早期通報の基準について具体的な数値や写真を用いて従業員等の関係者に周知し、認識を共有した上で、特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導等を行う。

(9) 埋却等に備えた措置

法第21条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。

## 4 馬

(1) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜の所有者が、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る責務を理解し、衛生管理区域ごとに選任する飼養衛生管理者を通じて、全ての従事者等に飼養衛生管理に係る情報及び対策を共有することにより、一体的な防疫体制を構築するよう指導等を行う。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルを作成する。本マニュアルは、図示や多言語化によって全ての従事者等が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するための入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規

定する。また、マニュアルの冊子化、看板の設置等必要な措置を講じ、家畜の飼養農場に立ち入る全ての者に周知徹底するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者等へ周知徹底するよう指導等を行う。特に家畜の飼養農場における防疫対策の具体的手順については、衛生管理区域へ入る際の車両の消毒等のルールをマニュアルに記載する等の方法で周知徹底するよう指導等を行う。なお、本マニュアルは、まず、飼養規模等に応じ防疫対策の基礎として作成し、必要に応じて、発展的に改善を続けていくものとする。

(3) 衛生管理区域の適切な設定

衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。

(4) 記録の作成及び保管

衛生管理区域に立ち込んだ者、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者の海外への渡航、飼養する家畜が呈した異状等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導等を行う。

(5) 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養に係る各種器具、機材の消毒等が適切に実施されるよう指導等を行う。

## II I以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

国及び都道府県は、各主体が実施すべき下記の事項に留意して周知、指導等を行う。

(1) 国及び都道府県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾患に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と連携して周知を図る。

(2) 都道府県は、家畜の伝染性疾患の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

(3) 都道府県は、当該都道府県における家畜の飼養農場の戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。以下本項において同じ。）の策定並びに状況に応じた周辺住民に対する説明及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で指導計画の優先事項等に定め、指導等を行う。特に、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化すること。

- (4) 都道府県は、家畜の所有者から(8)の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。
- また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。
- (5) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- (6) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- (7) 家畜の所有者は、家畜(家きん)の死体の埋却地の確保を進める。都道府県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。
- (8) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

### Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

- (1) 都道府県は、毎年、第一章のVの(2)から(6)までの方法により、飼養衛生管理状況の確認及び指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。
- (2) 都道府県知事は、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5及び第12条の6の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生



管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の8から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

- ① 都道府県は、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

- ② 都道府県知事は、①における確認をさせた結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則1週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、都道府県知事は速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

- ③ 都道府県知事は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則1週間とし、当該期間が経過した後、都道府県知事は、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認すること。

- ④ ①から③までの改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法によること。

なお、法第34条の2に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ1週間及び3日間が経過した後とする。

- (3) 都道府県は、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則実施すること。
- (4) 国は、(1) 及び (2) の対応が適切に実施されるよう、技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。また、定期報告の内容、飼養衛生管理基準の遵守状況等の家畜の飼養農場の情報について迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討及び実装を進める。

### 第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

#### I 都道府県の体制整備

##### 1 家畜防疫員の確保

- (1) 法第 53 条第 4 項において、都道府県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。
- (2) このため、都道府県は、平常時から、民間獣医師（小動物診療従事者を含む。）の家畜防疫員への任命、修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や獣医師以外の都道府県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

##### 2 家畜防疫員の育成

- (1) 国は、家畜衛生講習会等において、都道府県が指導する上で明らかになった課題・疑義への対応例や生産者の優良取組事例の紹介、畜産情勢の説明等の飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的な研修を毎年複数回開催するなど、研修会及び講習会の機会を充実させる。  
その際、より多くの家畜防疫員の参加が可能となるよう、カリキュラムの充実や開催回数の増加等を進めるとともに、ICTを活用したWEB研修やeラーニングの活用等の検討を進める。
- (2) 国は、都道府県等が開催する研修会及び講習会について必要な技術的助言、研修ツールの紹介、専門家の派遣、経費の支援等を行う。また、研修会等に限らず、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的助言等について、都道府県等に対して逐次情報提供を行う。
- (3) 都道府県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、各都道府県においてこれらの研修会等を積極的に開催するよう努める。なお、研修等の内容については、生産振興部局、農業経営支援部局、環境部局等と連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

#### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

##### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び都道府県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正

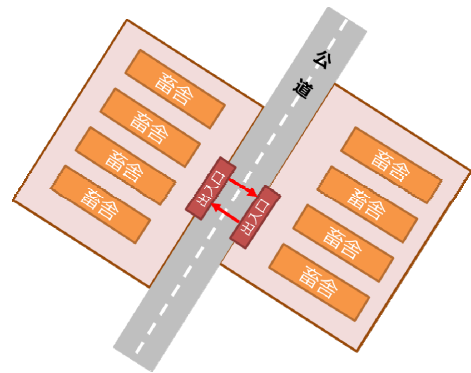
な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため、都道府県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、（２）から（４）までにより選任指導を行う。

- （２）都道府県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う（※）。

※ なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能であり、また、一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能である。

- （３）都道府県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

【図：イメージ】



- （４）都道府県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、都道府県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

## 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 都道府県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ① 海外及び国内（特に当該都道府県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- ④ 当該都道府県の指導計画の内容
- ⑤ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

(2) 国は、都道府県が(1)による研修の機会を提供する際に、技術的助言、研修ツールを紹介、専門家の派遣等必要な支援を行う。また、都道府県の家畜衛生担当者を対象とした全国会議や、協議会等を活用して、各都道府県における優良事例（家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やそれによる具体的な成果等）の共有をはじめ、必要な情報共有を行う。

## 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 都道府県は、必要に応じて、第二章のⅡの(3)の連絡先に対し、以下の情報を直接提供する。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都道府県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、国及び都道府県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

- (3) 国は、緊急に必要と判断された場合には、(1)の連絡先に対し、直接情報提供等を行うことができる。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- (1) 都道府県は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。
- (2) 都道府県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養に係る衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。
- (3) 都道府県は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。
- (4) 国は、法第12条の7に基づき、毎年1回以上、各都道府県における(3)により報告された措置の実施状況、家畜の飼養に係る衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況について都道府県ごとに整理し、農林水産省ホームページで公表する。なお、(3)により報告された措置の実施状況については、4半期ごとに更新する。  
また、各都道府県における飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等の取組について、優良事例又は問題事例等があった場合において、速やかに広く全国へ共有することが適当と考えられるときは、逐次、当該事例の概要、当該事例が生じた都道府県等を農林水産省ホームページで公表する。
- (5) 国は、家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時におけるまん延防止措置の実施について、都道府県による適正な実施を確保するため、対象となる家畜の飼養農場の衛生管理の状況等の詳細を把握する必要があると考えられる場合には、法第34条の3に基づき、都道府県知事に対し、当該家畜の飼養農場の定期報告に係る資料の提出を求める。
- (6) 国は、法第47条に掲げる各規定による措置について、都道府県が当該措置を実施すべきであるにもかかわらず、適正に実施していないと考えられる場合は、まずは、技術的助言により当該措置の適正な実施を促していくが、それでもなお、都道府県による実施が不十分であると考えられる場合は、法第47条に基づき、都道府

県知事に対し、当該措置の適正な実施に係る指示を文書にて行う。

なお、当該文書については、適正に実施する必要がある措置の内容、その理由、期限等を明示する。

## 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。

(2) このため、関係都道府県及び国は、農政局等の地域ブロックごとにブロック協議会を組織し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、ブロック協議会同士でも情報共有等を図り、相互に連携することとする。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等及び家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜の伝染性疾病の発生状況調査等の共同実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等連携強化に関する協議等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの共同運営、周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携、家畜等の移動又は移出の制限、家畜集合施設の開催及び運用、ワクチン接種時の生体等の広域移動等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

(3) また、都道府県は、(2)のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、IIの(3)により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

- ① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等



- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有
- (4) その他、特に生産性を阻害する家畜の伝染性疾病の対策等の家畜衛生上の課題が共通する広域の地方公共団体間においては、平常時における優良事例（家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、地域ごとの発生状況、家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた計画及び対応方針等の情報共有、各地方公共団体の家畜衛生担当者向け研修会及び説明会等の共同実施や、人員、資材等の融通等まん延防止対策に関する連携、家畜の所有者に対する支援策に関する情報共有等を図るためにも、協議会等を組織することが推奨される。
- (5) 国は、(2) から (4) までの取組を推進するため、必要な技術的助言、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理基準等の制度内容、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、研修会等への専門家の派遣、協議会、研修会等の開催に係る経費の支援を行う。
- 特に、(2) のブロック協議会については、国もオブザーバーとして、参加することとする。

## II 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。
- (2) このため、国、都道府県及び市町村は、相互に連携を図りながら、(1) の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- その際、特に、国は、全国の優良事例の紹介等を行うとともに、研修会又は講習

会の開催等について経費の支援等の取組を促進する。

(3) また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進する。

なお、これらの協議会等は、Iの(3)により都道府県及び関係市町村が組織する協議会等と連携又は共同で実施することが推奨される。

### Ⅲ 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、国及び都道府県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力する。

(2) 都道府県の求めに応じて、家畜の飼養農場の飼養衛生管理の状況の確認に関する情報収集に協力する。

(3) 法第 21 条第 7 項に基づき、家畜の所有者の家畜（家きん）の死体の埋却地の確保に資するため、都道府県が行う公有地利用の調整、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整に協力するよう努める。

(4) 家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備するよう努める。

(5) 家畜の所有者等に対し、生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上のため、飼養衛生管理基準の遵守徹底を助言するよう努める。

- (6) 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。
- (7) 国、都道府県、生産者団体等と、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、協議会等の設置に協力する。また、Ⅱの(1)の自主的措置の活性化に資するよう、自衛防疫団体等の設置及び活動に関する助言等必要な支援を行うよう努める。

#### Ⅳ 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する方針

- (1) 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、都道府県による迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病の発生を予防するために重要である。

このため、都道府県は、第一章のⅤを基本に、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。このほか、投薬履歴やと畜検査結果、家畜共済等のデータも農場に対する指導に有用な情報となることから、活用を検討する。

これらを踏まえ、指導計画には、サーベイランスや病性鑑定、と畜検査等の情報の取りまとめの方法及び家畜の所有者等への情報提供の方法を記載する。

国は、これらの情報収集が可能な限り効果的かつ効率的に実施できるよう、ICT等の活用による当該情報の電子システム化の検討及び実装を進める。

- (2) 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、疾病発生の危険度が高まった場合の早期警告に不可欠であるとともに、その結果に応じた的確に発生予防及びまん延防止の措置を講ずるために重要である。

このため、国は、家畜防疫対策要綱に基づき、毎年度、全国的に浸潤状況を把握すべき対象疾病及びその方法を示し、都道府県は、これに沿って、法第5条第1項又は第51条第1項に基づき、全国的サーベイランスを実施する。

また、都道府県は、こうした全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における地理的状況や監視伝染病の流行状況等を踏まえ、地域的サーベイランスを実施する。

さらに、野生動物が感染源及び感染拡大の主要な要因となるアフリカ豚熱及び豚熱については、都道府県は、防疫指針に基づき、関係部局や猟友会等の関係団体と連携し、平常時から死亡いのししを中心としたサーベイランスを徹底する。

なお、これらのサーベイランスにおける具体的な対象疾病、その方法、地域設定の考え方等については、令和2年度以降、「家畜の伝染性疾病に係るサーベイラン

ス検討会」において検討し、別途通知する。

- (3) 国は、各都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止措置に資するよう、サーベイランスの結果得られた情報を分析し、都道府県へ提供する。また、都道府県は、家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者等に有用な情報を提供することにより、事前対応型の有効かつ的確な防疫体制の構築を図るとともに、都道府県の情報収集等の活動に対する家畜の所有者等の理解醸成に努める。

## V 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 都道府県は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、豚熱に加え、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、都道府県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第二章のIIIの(2)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、都道府県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

## VI 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- (2) その際、都道府県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導等を行う。  
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。